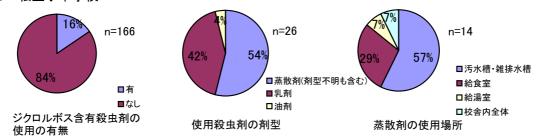
# ジクロルボス(DDVP)を含有する殺虫剤の使用状況について

#### 1 公立小中学校

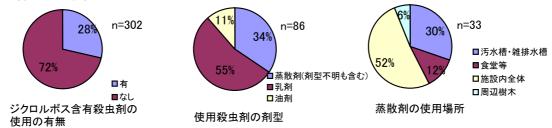
都内全区市中1教育委員会で使用。 全区市に使用に当たっての注意を通知。

#### 2 私立小中学校



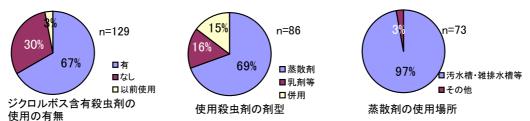
※ 生活文化局私学部より、都内全私立小中学校に使用に当たっての注意を通知。

## 3 都民利用施設



※ 庁内各局に使用に当たっての注意を通知。

### 4 特定建築物(建築物における衛生的環境の確保に関する法律で規定されている建築物)



※ 使用場所がその他(食堂、食品庫)の施設については、個別に指導済み。ジクロルボス蒸散剤については、従来より、人の立ち入らない閉鎖空間(汚水槽、雑排水槽等)でのみ使用するよう指導してきたが、それ以外で使用する例もあったことから、より一層指導の徹底を図る。

## 5 飲食業関連施設(食品衛生法対象の施設)



※ ジクロルボス含有殺虫剤を使用していた施設に対し、吊下げ型殺虫剤の使用禁止や噴霧型殺虫剤使用後の換気等適正な指導を行った。また、使用薬剤が不明であったりその他の殺虫剤を使用していた施設に対しても、使用薬剤の確認や駆除実施記録の保管等を指導した。今後とも指導の徹底を図っていく。